簡易公募型競争入札方式に準じた手続きの実施に係る掲示（電子入札対象案件）

次のとおり入札参加者の選定の手続を開始します。
なお、本件は、参加表明書及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

平成28年８月25日（木）
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　新居田 滝人

１　業務概要
（１）　業務名
（仮称）さいたま新都心公園整備その１工事ほか監督その他業務
（２）　業務内容
主な業務内容は以下のとおりである。
①工事監督業務
・対象工事の工事監理
・工事検査の立会等　ほか
②工事調整業務
・工事間調整
・工程調整
・周辺住民への対応
・工事受注者・監督員への技術的指導、支援
・工事検査の立会等
・工事引継ぎに係る協議等補助　ほか
（３）　業務の詳細な説明
別紙「特記仕様書」のとおり
（４）　履行期間
平成28年10月から平成29年３月31日まで（予定）
（５）　業務実施形態
本件業務においては、入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難いものは、「紙入札方式参加承諾願」を提出し、発注書の承諾を得ることにより紙入札方式に代えることができる。
紙入札承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」http://www.ur-net.go.jp/order/の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

＜紙入札方式参加承諾願の提出期間及び場所＞
提出期間：４（２）の参加表明書及び資料の提出期限に同じ。
提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿６－５－１新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札チーム
電話：03-5323-4782
提出部数：２部（１部押印し返却します）

２　競争参加資格
（企業に関する資格要件）
（１）　以下に掲げるすべての資格要件を満たしている者であること。
①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構通達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
②　当機構東日本地区における平成27・28年度測量・土質調査・建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、「土木監理」の業種区分の認定を受けていること。
③　参加表明書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の

履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

④　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式および標準契約書等→標準契約書等について→「別紙　暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者」を参照）

⑤　平成18年４月１日以降に公的機関（国、地方公共団体又は独立行政法人等）より受注し、参加表明書及び資料の提出期限の日までに完了した、土木工事※1又は造園工事※2に係る工事監理業務※3の実績が１件以上あること。

※１「土木工事」とは、既成市街地における整地、道路、下水道、駐車場、解体等の工事を単独又は複合で行う工事をいう。なお、既成市街地とは、平成22年国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎢以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。

※２「造園工事」とは、公益施設外構、公園、緑地整備、歩行者専用道路整備、街路樹、樹木移植等の工事を単独又は複合で行う工事をいう。

※３「工事監理業務」とは、工事監督業務又は工事間調整業務（関連諸工事及び複数工事間の調整業務）をいう。

⑥　参加表明書及び資料の提出期限の時点において、参加表明者と直接的な雇用関係があり、別に示す資格要件を満足する管理技術者、主任監理員（工事監督業務）及び担当技術者（工事調整業務）を本業務に配置できる者であること。

⑦　建設業許可者と資本面・人事面で関係※がないこと。

※認定基準：関係があると認められる者とは、以下のような者とする。

イ　建設業許可者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者（100分の50を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む）

ロ　建設業許可者の代表権を有する役員が参加意思表明者の代表権を有する役員を兼ねている場合

ハ　建設業許可者と参加意思表明者の間において特別な提携関係があると認められる場合には、参加意思表明者については、その実態に即して判断する。

⑧　掲示文、入札説明書及び特記仕様書等を承諾していること。
（詳細は、当機構ホームページの「入札・契約情報」→「入札心得、契約関係規定」→「入札関連様式及び標準契約書等」→「標準契約書等について」→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）

（２）　再委託

再委託は原則として禁止しているが、次に掲げるものは、あらかじめ機構の承諾を得て再委託できるものとする。

①　監督業務又は工事調整業務で短期的かつ臨時的措置が必要な場合

②　監督業務の一部で専門的な技術（特殊工法など）を要する場合

（予定技術者に関する資格要件）

（３）　予定管理技術者

下記①から③に示す資格要件を満たす管理技術者を、本業務に配置できる者であること。なお、管理技術者は、担当技術者（工事調整業務）も兼任することできるが、主任監理員（工事監督業務）を兼任することができない。

①　次に掲げる資格要件のいずれかを満たす者であること。

イ　１級土木施工管理技士の資格を取得後５年以上の土木工事※1の工事監理業務※3の実務経験を有し、業務の総括監理を５年以上継続している者

ロ　１級造園施工管理技士の資格を取得後５年以上の造園工事※2の工事監理業務※3の実務経験を有し、業務の総括監理を５年以上継続している者

ハ　技術士（建設部門）の資格を取得後５年以上の土木工事※1又は造園工事※2の工事監理業務※3の実務経験を有し、業務の総括監理を５年以上継続している者

ニ　職務経験等により、イ、ロ又はハと同等の能力を有すると認められる者

②　平成18年４月１日以降に公的機関（国、地方公共団体又は独立行政法人等）より受注し、参加表明書及び資料の提出期限の日までに完了した、土木工事※1又は造園工事※2係る工事監理業務※3の実績が１件以上あること。

③　参加表明書及び資料の提出期限の日において、本業務の参加希望者と直接的な雇用関係がある者であること。

※１「土木工事」とは、既成市街地における整地、道路、下水道、駐車場、解体等の工事を単独又は複合で行う工事をいう。なお、既成市街地とは、平成22年国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎢以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。

※２「造園工事」とは、公益施設外構、公園、緑地整備、歩行者専用道路整備、街路樹、樹木移植等の工事を単独又は複合で行う工事をいう。

※３「工事監理業務」とは、工事監督業務又は工事間調整業務（関連諸工事及び複数工事間の調整業務）をいう。

（４）　予定主任監理員（工事監督業務）

特記仕様書（工事監督業務編）「２－２　監督対象工事」に示す土木工事及び造園工事のそれぞれについて、下記の①から③のいずれかの資格要件を満たす主任監理員を、本業務に配置できる者であること。なお、土木及び造園、両方の資格要件を満たす者であれば、兼任することができる。

また、主任監理員は、管理技術者及び担当技術者（工事調整業務）を兼任することができない。

＜土木工事監理に従事する者＞

①　１級土木施工管理技士の資格を有する者

②　２級土木施工管理技士の資格を取得後、４年以上の土木工事※1の工事監督の実務経験を有する者

③　職務経験等により、①又は②と同等の能力を有すると認められる者

＜造園工事監理に従事する者＞

①　１級造園施工管理技士の資格を有する者

②　２級造園施工管理技士の資格を取得後、４年以上の造園工事※2の工事監督の実務経験を有する者

③　職務経験等により、①又は②と同等の能力を有すると認められる者

（５）　予定担当技術者（工事調整業務）

下記①から④のいずれかの資格要件を満たす担当技術者を、本業務に配置できる者であること。なお、担当技術者（工事調整業務）は、管理技術者も兼任することができるが、主任監理員（工事監督業務）を兼任することができない。

①　上記（３）に示す管理技術者の資格要件又は上記（４）に示す主任監理員の資格要件のいずれかを満たす者

②　大学卒業後８年※4、短大・高専卒業後13年※4、高校卒業後18年※4以上の土木工事※1又は造園工事※2の工事監理業務※3の実務経験を有する者

③　指定学科以外は大学卒業後10年、短大・高専卒業後16年、高校卒業後20年以上の土木工事※1又は造園工事※2の工事監理業務※3の実務経験を有する者

④　公的機関（国、地方公共団体又は独立行政法人等）より受注し、参加表明書及び資料の提出期限の日までに完了した土木工事※1又は造園工事※2の工事監理業務※3の実務経験を10年以上有する者

※１「土木工事」とは、既成市街地における整地、道路、下水道、駐車場、解体等の工事を単独又は複合で行う工事をいう。なお、既成市街地とは、平成22年国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎢以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。

※２「造園工事」とは、公益施設外構、公園、緑地整備、歩行者専用道路整備、街路樹、樹木移植等の工事を単独又は複合で行う工事をいう。

※３「工事監理業務」とは、工事監督業務又は工事間調整業務（関連諸工事及び複数工事間の調整業務）をいう。

※４　②の「卒業後〇年」とは、指定学科卒業後の実務経験をいう。なお、土木の指定学科は、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、都市工学、衛生工学、交通工学、建築学に関する学科とする。また、造園の指定学科は、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、園芸学、林学、都市工学、建築学に関する学科とする。

３　総合評価に係る事項

（１）　総合評価の方法

①　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。

②　価格評価点の算出は、以下のとおりとする。

価格評価点＝30×（１－入札価格／予定価格）

③　技術評価点の算出は、以下のとおりとし、満点は60点とする。

技術評価点＝60×技術点／技術点の満点

また、技術点の算出方法は、参加表明書及び資料の内容に応じ、下記イからニの評価項目ごとに評価を行い、技術点を与えるものとする。

イ　企業の業務実績

ロ　予定管理技術者の経験及び能力

ハ　実施方針（業務理解度・実施体制）

ニ　評価テーマに関する技術提案

（２）　落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の業務実績」、「予定管理技術者の経験及び能力」及び「実施方針」に対する技術提案をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の範囲内である者のうち、上記（１）によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

４　入札手続等

（１）　入札説明書・関連書類の交付期間及び交付方法

交付期間：平成28年８月25日（木）から平成28年10月12日（水）まで

交付方法：当機構ホームページからのダウンロードとする。

参加表明書作成のためにワードデータが必要な場合は、４（２）まで連絡すること。

（２）　参加表明書及び資料の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成28年９月９日（金）午後４時まで

提出場所：〒163-1382

東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー17階

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部

技術監理部　工務グループ内　　電話：03-5323-2432

提出方法：参加表明書は、入札説明書様式１「参加表明書」（押印済みのもの）をPDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）　にして添付し、電子入札システムにて送信すること。（添付するのは入札説明書様式１のみでよい。）

あわせて、入札説明書様式１（押印済みの原本）を含むすべての必要書類を提出場所に事前連絡の上持参、若しくは簡易書留により郵送すること。（平成28年９月９日(金)必着。）（電送によるものは受け付けない。）

※電子入札による場合でも、電子による申請と同時に一式書類の持参又は郵送が必要となります。

＜承諾を得て紙入札とする場合＞

すべての必要書類を提出場所に事前連絡の上持参、若しくは簡易書留により郵送すること。（電送によるものは受け付けない。）

併せて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）分の切手を貼付し、「簡易書留」と朱書きした長３封筒を提出すること。

（３）　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①　入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日時：平成28年10月13日（木）　午前10時から正午まで（予定）

ただし、承諾を得て紙入札とする場合で郵送する場合は、正午まで（必着）。

場所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札チーム　　電話：03-5323-4782

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、持参又は簡易書留による郵送とし、電送によるものは受け付けない。

②　開札の日時及び場所

日時：平成28年10月14日（金）午前10時00分

場所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札チーム　　電話：03-5323-4782

（４）　本件業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人１者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

５　その他

（１）　入札保証金及び契約保証金　免除

（２）　入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、参加表明書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認されたものであっても、開札の時において４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

（３）　問合せ先

①　平成 27・28 年度の競争参加資格、入札・開札について

〒163-1382　東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー13 階

独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部

総務部　経理チーム　　電話：03-5323-0631

（詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→競争参加資格（変更届含む）→平成 27・28 年度の一般競争（指名競争）参加資格審査について→建設コンサルタント等、を参照）

②　参加表明書及び資料について

〒163-1382　東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー17 階

独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部

技術監理部　工務グループ内　　電話：03-5323-2432

（４）　手続きにおける交渉の有無　無

（５）　契約書作成の要否　要

（６）　関連情報を入手するための照会窓口

上記４（１）及び（２）に同じ。

（７）　独立行政法人が行う契約に係る情報の公開について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と 一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますの

で、ご了知願います。

1） 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2） 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 ３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満、又は３分の２以上

④ １者応札又は１者応募である場合はその旨

3） 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4） 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

（8） 詳細は入札説明書による。

以 上